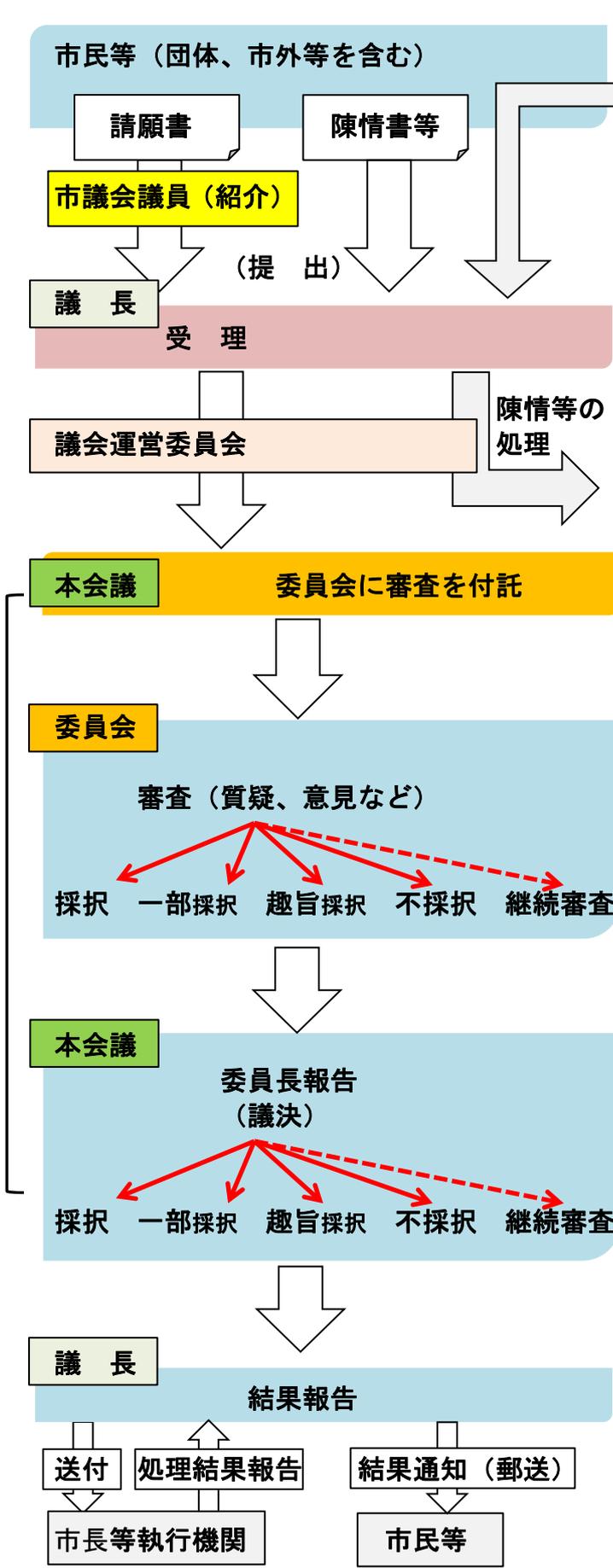


# 【 請願・陳情等の一般的な流れ 】



議会の審議が必要か？  
陳情に準じる内容か？  
**議会運営委員会**  
答申  
議会の参考資料として  
委員会又は議員に送付？

- 【陳情等の処理パターン】**
- 陳情等については、嘆願書、要望書、声明など多種多様なものがあり、内容を確認し、議長において「陳情」に類するものと認めた場合には、陳情等として処理する。
- 1 本会議に上程する（請願に準じる）  
議長が必要と認め、議会運営委員会に諮問し、請願に適合すると判断した場合には、本会議に上程し、委員会に付託して、委員会で採択、不採択等を決定し、委員会の報告に基づき本会議で採択、不採択等を議決する。
  - 2 本会議に上程しない
    - ① 議長の供覧にとどめる  
第14条の規定に基づき議会の代表である議長の受理にとどめる。
    - ② 所管の委員会に送付
      - i 委員会審査  
本会議に上程しないが、委員会で議論（必要に応じて執行機関に照会）し、採択、不採択等を決定する。
      - ii 参考送付  
市民の要望として、委員会の所管事務調査の参考とする。
    - ③ 全議員に陳情等の写しを配布  
市民の要望として、全議員に周知し、議会審議に役立ててもらおう。  
（各派代表者会議の活用等）
    - ④ 議長から執行機関に送付